

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
越谷市	向畠地区	令和3年3月29日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	17.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.8ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計(後継者がいる場合を除く)	6.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区的課題

大落吉利根川沿岸に広がる畠地では、特産のねぎなどの栽培がされている。水田地帯では、集団性のある優良な農地が広がっているが、担い手の高齢化や後継者不足の問題が生じている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

向畠地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体(2法人含む)が担うほか、地域の中小規模や家族経営の農業者が支えていくことで対応していく。

農地所有者から貸付の意向が生じた場合には、地域での話し合いにより、柔軟に対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、46筆、27,589m<sup>2</sup>となった。

##### 農地中間管理機構の活用方針

現在は農地中間管理機構の活用意向はないが、様々な事情で中心経営体が営農の継続が困難になった場合を見据えて、農地中間管理事業の活用について検討を進めていく。

##### 基盤整備への取り組み方針

農地中間管理機構の活用意向が纏まり次第、農地の大区画等の大規模な基盤整備について、検討を進めていく。

##### 作物生産に関する取組方針

水田は引き続き米の生産を行う。畑は千住ねぎの出荷や越谷ねぎのブランド化など、高品質なねぎの生産を持続的に行い出荷することで、高収益農業を実現する。

##### 鳥獣被害防止対策の取組方針

ハクビシンやアライグマからの農作物被害については、箱わな等の利用で発生防止に取り組む。

##### 災害対策への取組方針

台風被害等の防止のため、国や埼玉県からの情報収集に努める。

#### (参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1		46筆		
2				
3				
4				
5				
6				
計		27,589		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。